

令和5年6月13日

全国専修学校一般課程各種学校協会 研修会
私立学校法の改正について

全国専修学校各種学校総連合会
参 与 菊 田 薫

- ◆ 私立学校法の一部を改正する法律の概要
- ◆ 今後のスケジュール
- ◆ 改正のポイント
 - 理事・理事会、監事、評議員・評議員会とその運営
 - 規模に応じた区分
 - 役員および評議員の兼職禁止と経過措置
 - 理事選任の手続
 - 学校法人会計基準の改正
- ◆ 国会における附帯決議
- ◆ 都道府県における対応

文部科学省の「説明動画」「説明資料」は、以下のURLから取得できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改革を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。
(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。
(第150条関係)

3. その他

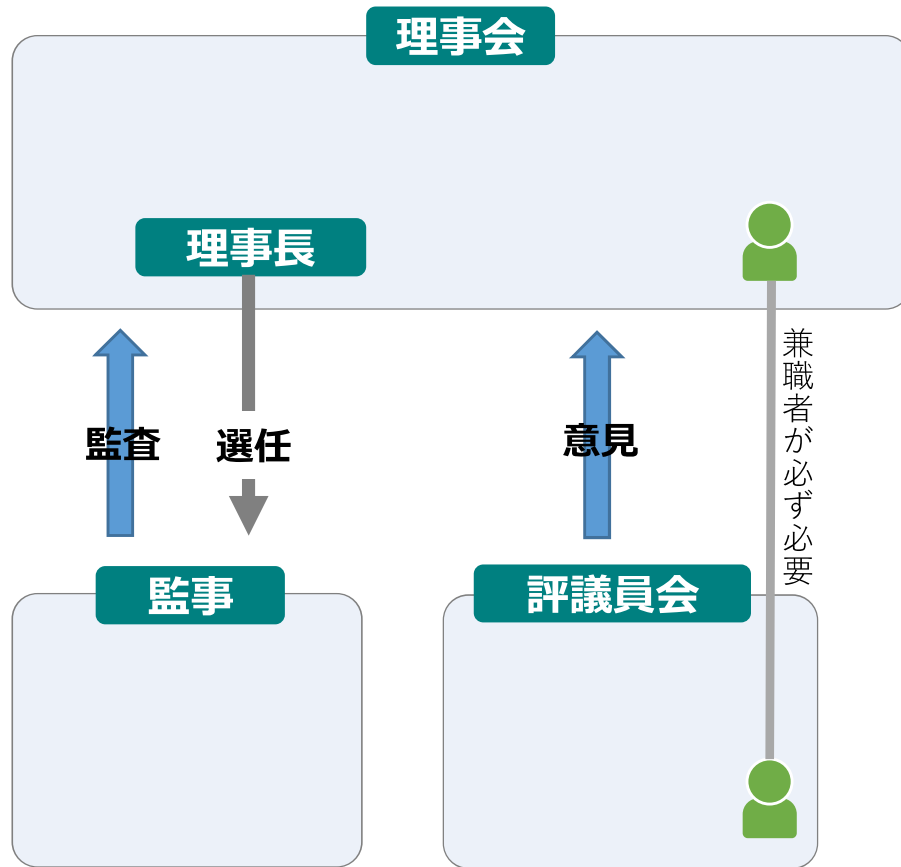
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

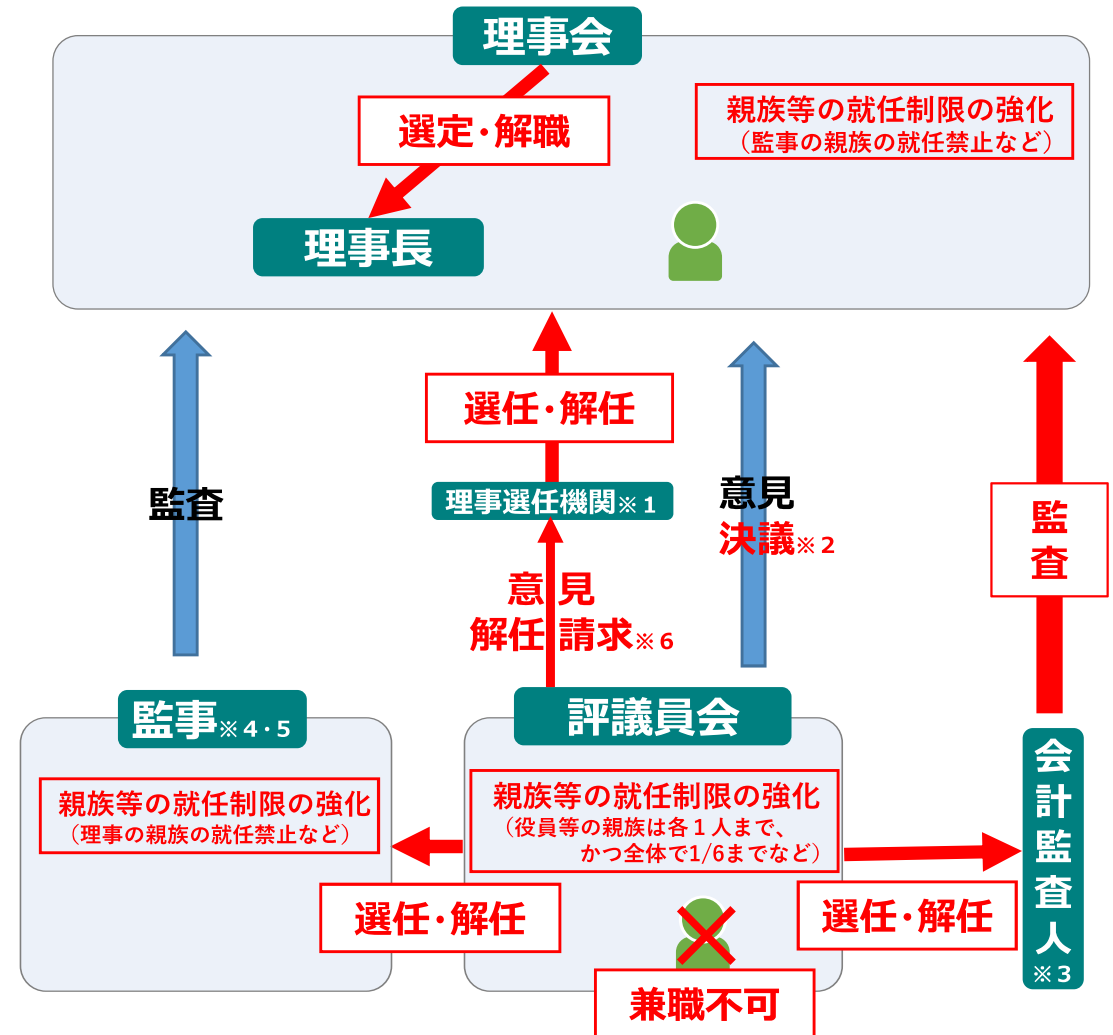
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

現行

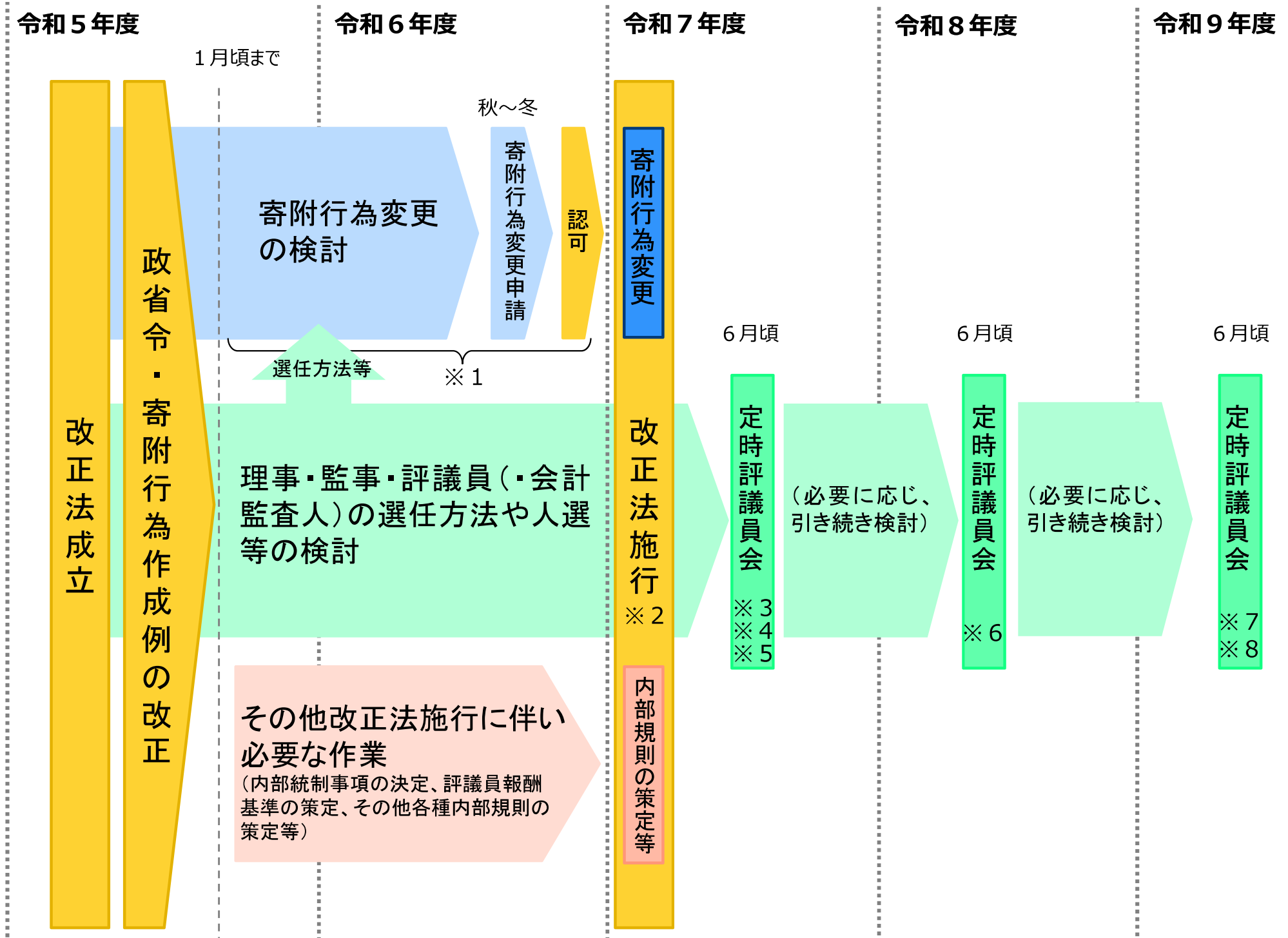


改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

私立学校法改正全体スケジュール



- ※1 これは大臣所轄学校法人のケースであり、知事所轄学校法人の場合には、文部科学省による寄附行為作成例の改正の後、都道府県による審査基準改正等がなされた後に、寄附行為変更の申請、認可のプロセスとなる(具体的には都道府県によって異なる)。
- ※2 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、35ページを参照。
- ※3 改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件(26ページ参照)への対応は、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに行う。
- ※4 理事と評議員の兼職者については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を境に、「必須」から「禁止」に変わるため、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を、兼職者の兼職解消のタイミングにする必要がある。
- ※5 会計監査人の設置が義務となる学校法人については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに選任する。
- ※6 大臣所轄学校法人等については、評議員構成等に関する経過措置が、令和8年度の最初の定時評議員会終結の時を終了する(31ページ参照)ため、必要がある場合には、令和8年度の最初の定時評議員会終結の時までに評議員の選解任等の対応を行う。
- ※7 大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、評議員構成等に関する経過措置が、令和9年度の最初の定時評議員会終結の時を終了する(31ページ参照)ため、必要がある場合には、令和9年度の最初の定時評議員会終結の時までに評議員の選解任等の対応を行う。
- ※8 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、最長でも令和9年度の最初の定時評議員会終結の時までとなる(35ページ参照)。

理事・理事会の改正のポイント

		現行	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定（ 36Ⅱ① ） ②理事の職務の執行監督（ 36Ⅱ② ）
理事	基本的資格	なし	<u>私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者（30Ⅰ）</u>
	定数	5人以上	5人以上（ 18Ⅲ ）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は4年まで）（32Ⅰ）</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任（選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要）（30Ⅰ・Ⅱ、33Ⅰ）</u>
	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の親族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む（ 31Ⅳ① ） ②外部理事を含む（ <u>大臣所轄学校法人等においては2人以上</u> ）（ 31Ⅳ②、146Ⅰ ） ③他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（ 31Ⅳ⑥ ） ④他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、 <u>理事の総数の1／3を超えないこと</u> （ 31Ⅳ⑦ ）
	その他		<u>理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定（・解職）（37Ⅰ～Ⅳ）</u> <u>理事会への職務報告義務（年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上）（39Ⅰ、146Ⅱ）</u> 15

監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行
監事	基本的資格 なし
	主な職務等 ①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見
	定数 2人以上
	任期 寄附行為の定めるところ
	選解任方法 評議員会の同意を得て理事長が選任
	主な構成の要件 ①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）
	その他



改正後
<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者（45Ⅰ）</u>
①～⑤は現行と同様（52①、53Ⅰ、56Ⅰ・Ⅱ、57、58Ⅰ） ⑥理事会、評議員会への出席、意見（55） ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54） ※子法人に対する調査権を明記（53Ⅱ）
2人以上（18Ⅲ）
<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（47Ⅰ）</u>
<u>評議員会の決議（45Ⅰ、48Ⅰ）</u>
①理事、評議員、学校法人の職員、 <u>子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ）</u> ② <u>1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46Ⅲ）</u>
<u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145Ⅰ）</u> 16

評議員・評議員会の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、 <u>監視・牽制機能等を強化</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員の職務の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は現行と同様（ただし、 <u>大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議</u> ）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ③理事選任機関に対する理事選任に関する意見（30Ⅱ） ④監事、会計監査人の選解任（45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ⑤監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め（67Ⅰ） ⑥理事選任機関に対する理事の解任の求め（33Ⅱ）
評議員	基本的資格	なし	<u>当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者</u> （61Ⅰ）
	定数	理事の2倍を超える数	<u>理事を超える数</u> （18Ⅲ）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）</u> （63Ⅰ）
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	<u>不可</u> （31Ⅲ）
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為の定めるところ</u> （61Ⅰ、64）
	主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は現行と同様（ただし、①は <u>評議員の総数の1／3まで</u> ）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（62Ⅳ） ④理事又は理事会が選任した評議員の数は、 <u>評議員の総数の1／2を超えていないこと</u> （62Ⅴ②） ⑤理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、 <u>評議員の総数の1／6を超えていないこと</u> （62Ⅴ③）

理事会の運営について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行
招集権者	理事長
招集手続き	法令の定め無し
招集に関する特例等	・理事長は、寄附行為の定めるところにより、理事から理事会の招集請求があった場合は、招集義務 ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）
議長	理事長
議決要件	・理事の過半数の出席による開催 ・出席した理事の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する）
議決要件の例外	合併・解散は、理事の総数の 2 / 3 以上の同意が必要
参加方法の特例	法令の定め無し



改正後
各理事（寄附行為又は理事会の定めにより理事会招集担当理事を定めることが可能）（41Ⅰ）
理事会の 1 週間前までに、理事・監事に通知を発出（全員の同意があるときは不要）（44Ⅰ）
・招集権の無い理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（41Ⅱ・Ⅲ） ・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事会招集権者に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57）
法令の定め無し（基本的に理事長を想定）
議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う（42Ⅰ）
・寄附行為の変更は、議決に加わることができる理事の 2 / 3 以上の賛成が必要（42Ⅱ①） ・合併・解散は、理事の総数の 2 / 3 以上の賛成が必要（42Ⅱ②）
寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（42Ⅳ） ※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は可

評議員会の運営について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	現行	改正後
招集権者	理事長	理事（70Ⅰ）
招集手続き等	法令の定め無し	・理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定める（70Ⅱ） ・評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する（70Ⅲ） ・評議員会の1週間前までに、評議員に通知を发出（全員の同意があるときは不要）（70Ⅳ、74）
招集に関する特例等	・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（当該請求後、招集されない場合は、自ら招集可能） ・理事長は、1／3以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して招集の請求があった場合は、招集義務	・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）（57） ・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求可能（招集されない場合は、所轄庁の許可を得て招集可能）（71Ⅰ、72Ⅰ） ・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、一定の事項を会議の目的とすることを請求可能（71Ⅱ） ・1／3（大臣所轄学校法人等は1／10）以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項につき議案を提出することが可能（75Ⅰ）
議長	議長を置く	法令の定め無し
議決要件	・評議員の過半数の出席による開催 ・出席した評議員の過半数で議決（可否同数のときは議長が決する）（議長は議決に加わることはできない）	議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う（76Ⅰ）
議決要件の例外	・役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2／3以上の賛成が必要 ・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要	・監事解任、役員等の損害賠償責任の一部免除は、議決に加わることができる評議員の2／3以上の賛成が必要（76Ⅱ） ・役員等の損害賠償責任の全部免除は総評議員の同意が必要（76Ⅲ）
参加方法の特例	法令の定め無し	寄附行為の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決に参加可能（76Ⅴ）※書面開催による決議は不可、オンライン開催による決議は 19

規模に応じた区分について

	要件①	区分
大臣所轄学校法人	該当	大臣所轄学校法人等
知事所轄学校法人		
	非該当	その他の学校法人

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（１）かつ（２）を満たすこととする予定

（１） 事業活動収入10億円又は負債20億円以上

（２） 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること※

※ 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等

	要件②	常勤監事の設置
大臣所轄学校法人等	該当	義務
	非該当	任意

【要件②】 常勤監事の設置を義務とする基準については、事業活動収入100億円又は負債200億円以上とする予定

大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議員会の招集請求、議案提出等	1／10以上の評議員により可能	1／3以上の評議員により可能
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
計算書類等(※1)、財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
情報の公表	公表義務	努力義務
評議員構成に関する経過措置	令和8年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで	令和9年度の最初の 定時評議員会の終結の時まで

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告

※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準

※赤字は現行からの変更点

※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象

理事会決定に関する評議員会の関与

	現行		改正後	
			大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
理事会の決議による解散	意見聴取		決議	意見聴取
合併				
寄附行為変更 (軽微なものを除く)			意見聴取	
寄附行為変更 (軽微なもの)				
重要な資産の処分及び譲 受け				
多額の借財				
予算及び事業計画の作 成・変更				
報酬基準の策定・変更				
収益を目的とする事業に 関する重要事項				
事業に関する中期的な計 画の作成・変更			意見聴取	作成義務無し

※これらの事項以外について、寄附行為によって「意見聴取」や「決議」が必要であるとすることは可能

※「意見聴取」が必要とされている事項について、寄附行為によって「決議」が必要とすることは可能

各機関の兼職の禁止

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（現行法）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法39)	○ (私学法38Ⅰ②)	—	○ (私学法38Ⅰ①)*	○
監事	× (私学法39)		× (私学法39)	—	× (私学法39)	○
評議員	○ (私学法38Ⅰ②)	× (私学法39)		—	○ (私学法44Ⅰ①)	○
会計監査人	—	—	—		—	—
法人職員	○ (私学法38Ⅰ①)*	× (私学法39)	○ (私学法44Ⅰ①)	—		○
子法人の役員・職員	○	○	○	—	○	

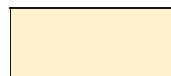
学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（改正後）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法)	× (私学法)	× (公認会計士法)	○ (私学法)*	○
監事	× (私学法)		× (私学法)	× (公認会計士法)	× (私学法)	△（監事は可） (私学法)
評議員	× (私学法)	× (私学法)		× (公認会計士法)	△（上限あり） (私学法)	△（上限あり） (私学法)
会計監査人	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)		× (公認会計士法)	× (私学法)
法人職員	○ (私学法)*	× (私学法)	△（上限あり） (私学法)	× (公認会計士法)		○
子法人の役員・職員	○	△（監事は可） (私学法)	△（上限あり） (私学法)	× (私学法)	○	

学校法人における親族等の特殊の関係のある者

学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係（改正後）

		理事に	監事に	評議員に
役員親族者	理事親族等は	○ ※一人かつ1/3まで	×	○ ※一人かつ1/6まで
	監事親族等は	×	×	○ ※一人かつ1/6まで
	評議員親族等は	○	○	○ ※一人かつ1/6まで



：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制
 ※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。



：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

経過措置

経過措置を設定

※ 括弧の数字は25ページの括弧の数字と連動

- (4) → 理事は、**3人**~~2人~~以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人**~~2人~~以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人**~~2人~~以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3**~~1/6~~を超えてはならない

- ◆ **大臣所轄学校法人等**については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。

令和7年度

令和8年度

令和9年度

定時評議員会

定時評議員会

定時評議員会

4/1

大臣所轄学校法人等

経過措置を適用

経過措置終了

大臣所轄学校法人等
以外の学校法人

経過措置を適用

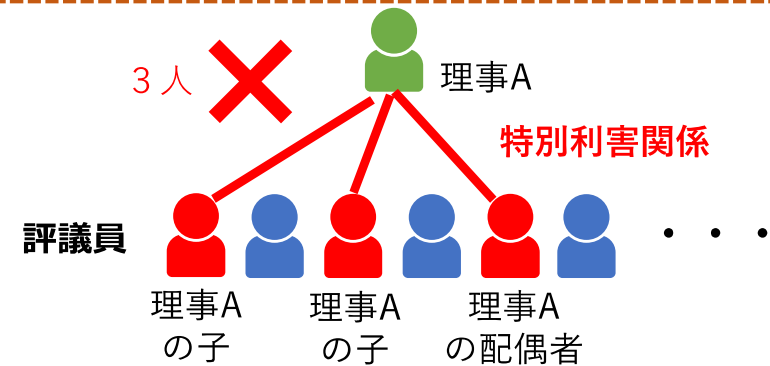
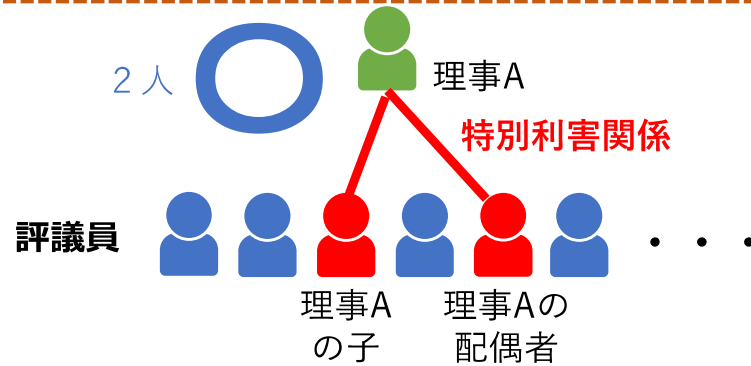
完全施行

改正私立学校法施行

改正前の資格・構成要件を適用

評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間中）

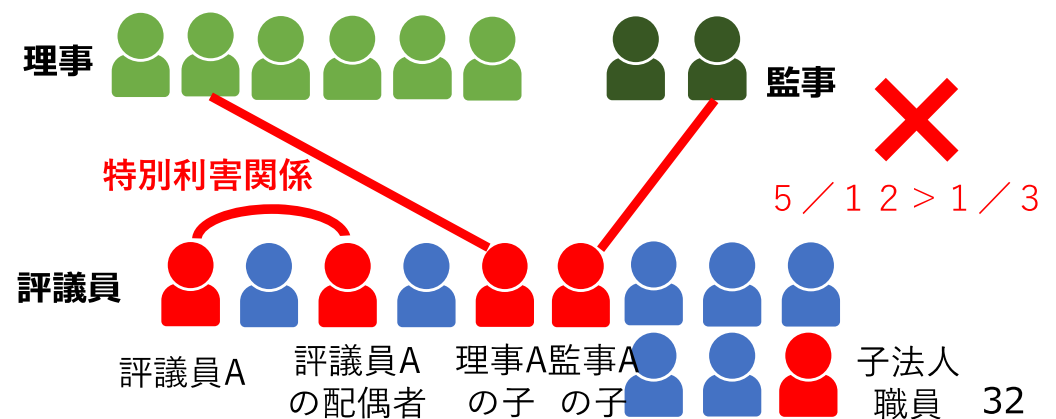
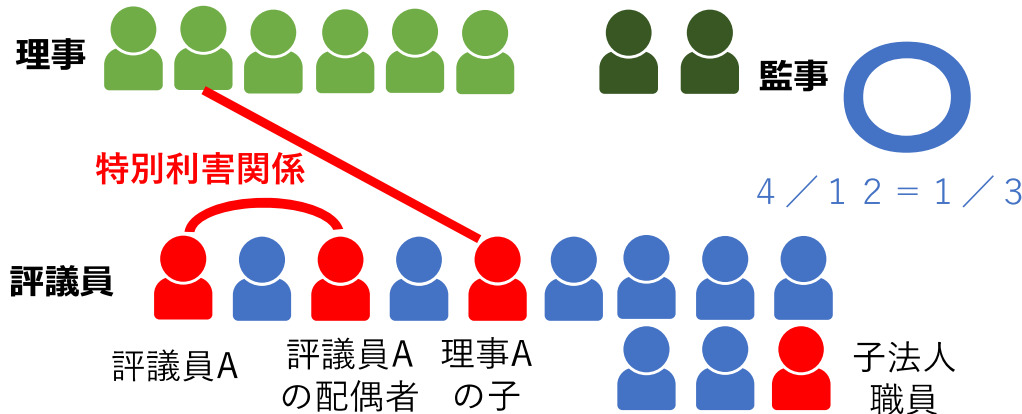
理事（監事）は、**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない

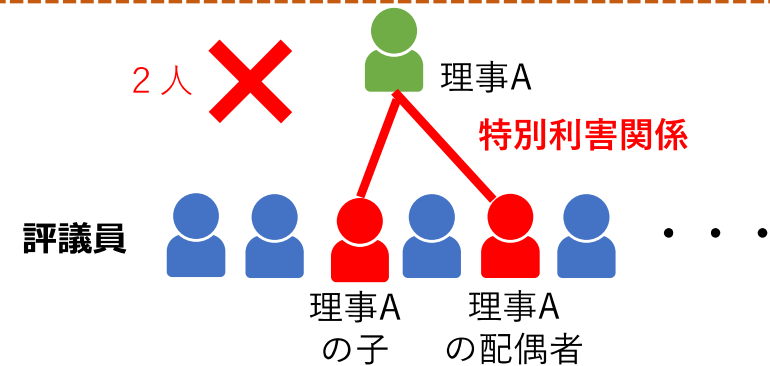


理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3**を超えてはならない

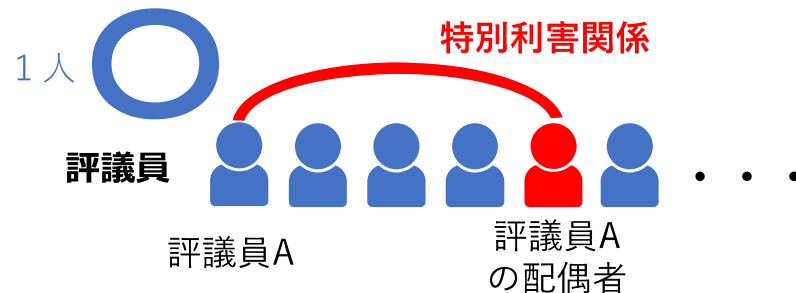


評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間後）

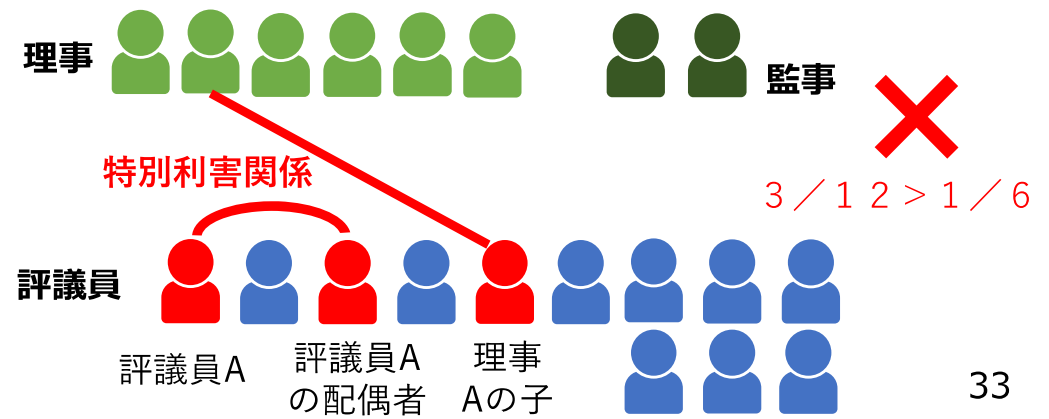
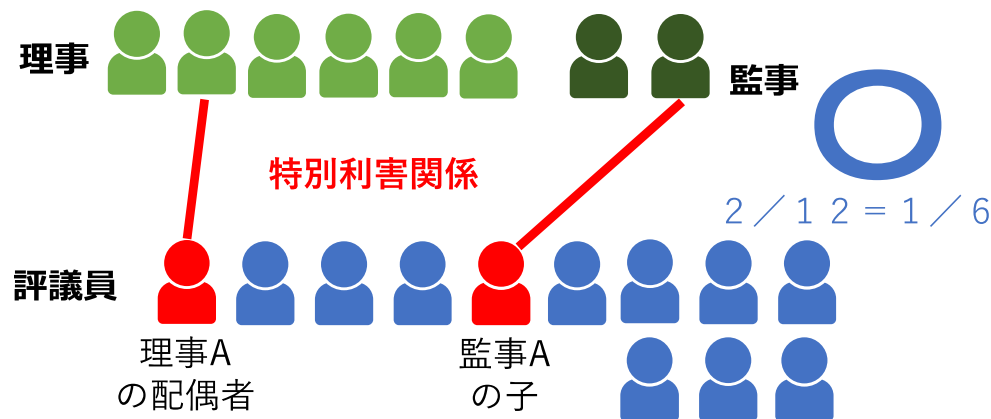
理事（監事）は、**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/6**を超えてはならない



改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

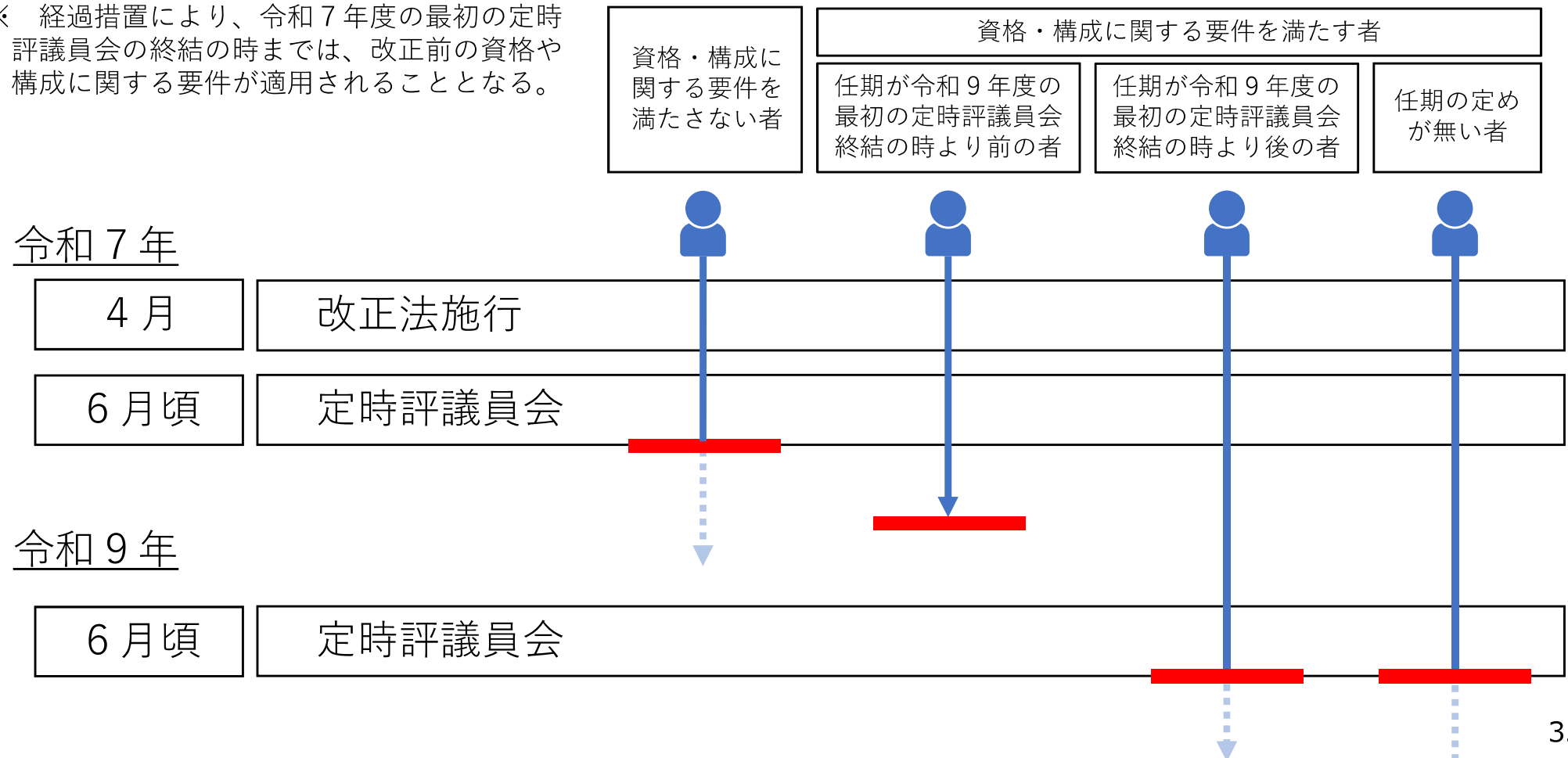
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。（※）

※ 経過措置により、令和７年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。



改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

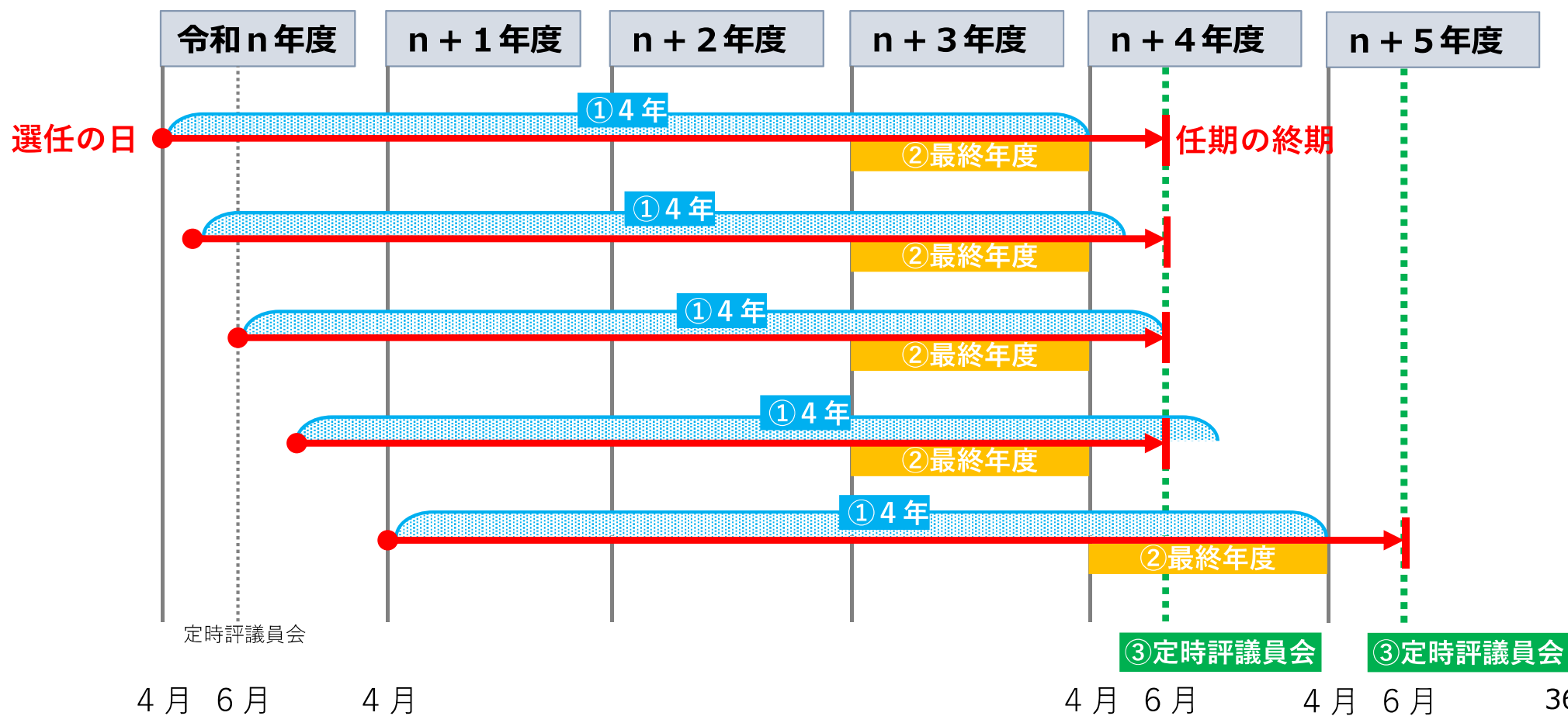
理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

(1) 任期は、選任後寄附行為で定める期間^① 以内に終了する会計年度のうち最終のもの^②
に関する定時評議員会の終結の時^③まで

(2) 「寄附行為で定める期間」は、理事は4年以内、監事・評議員は6年以内

【例：寄附行為で定める期間を4年とする場合の任期】

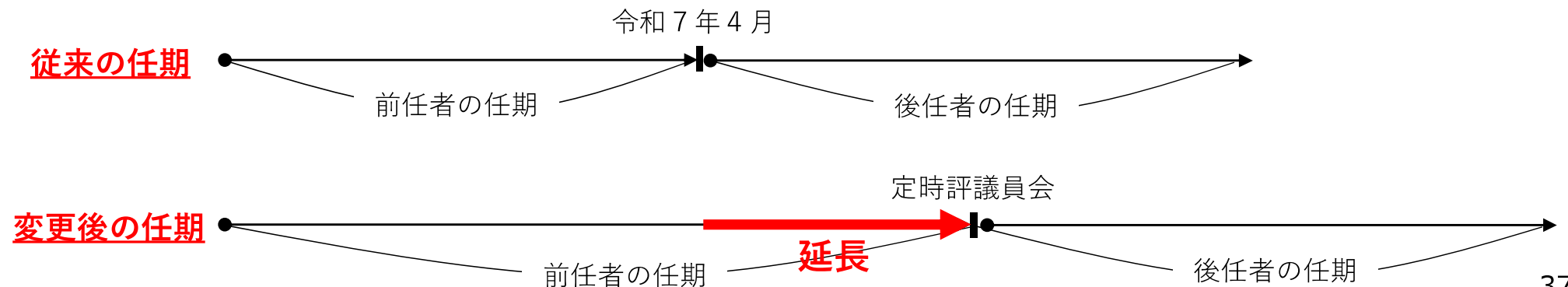


改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期に関する留意点

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど改正法施行時期と近接している場合、以下のような課題がある。

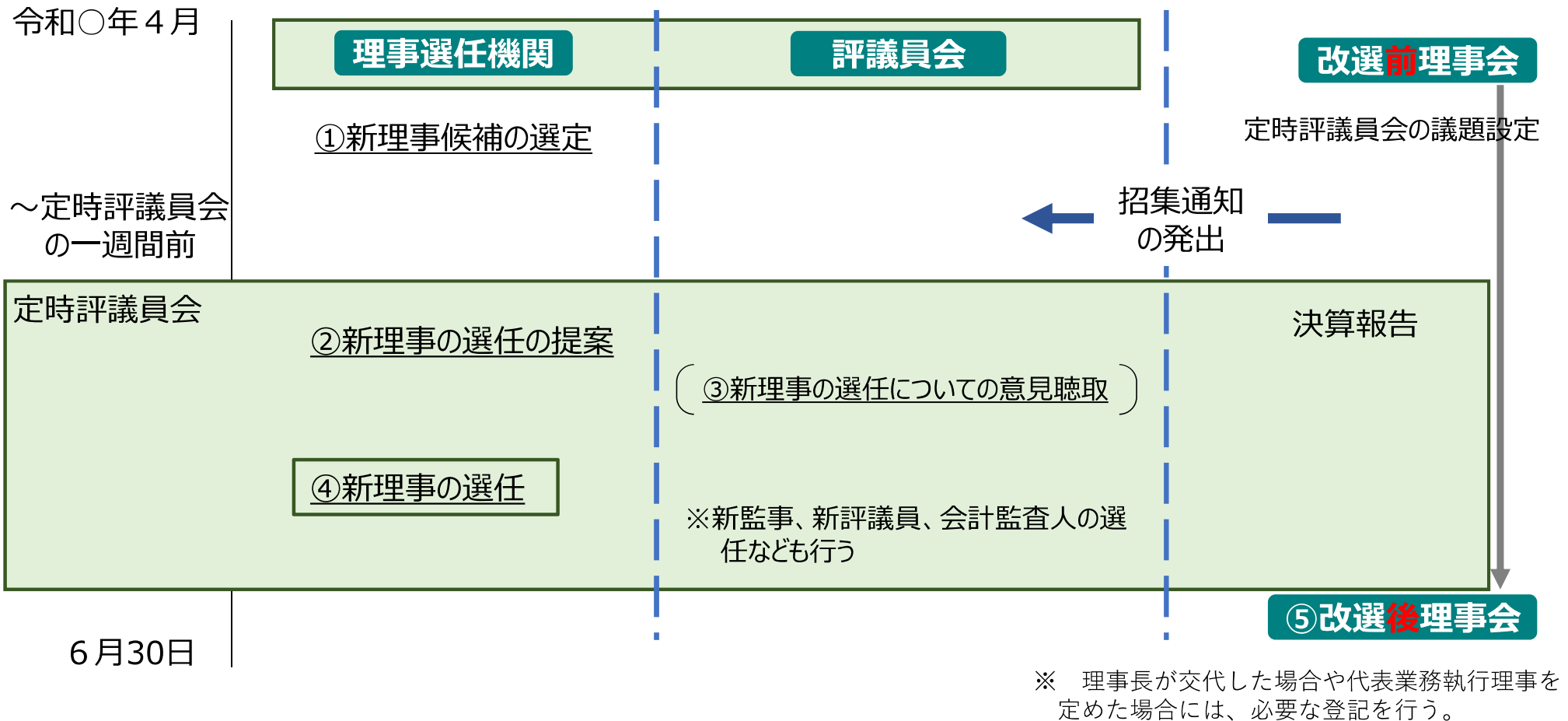
- 令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。
- 後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わることなど）。

寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月○日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。



理事の選任手続きの流れと注意点について①

理事選任機関が評議員会の場合の例

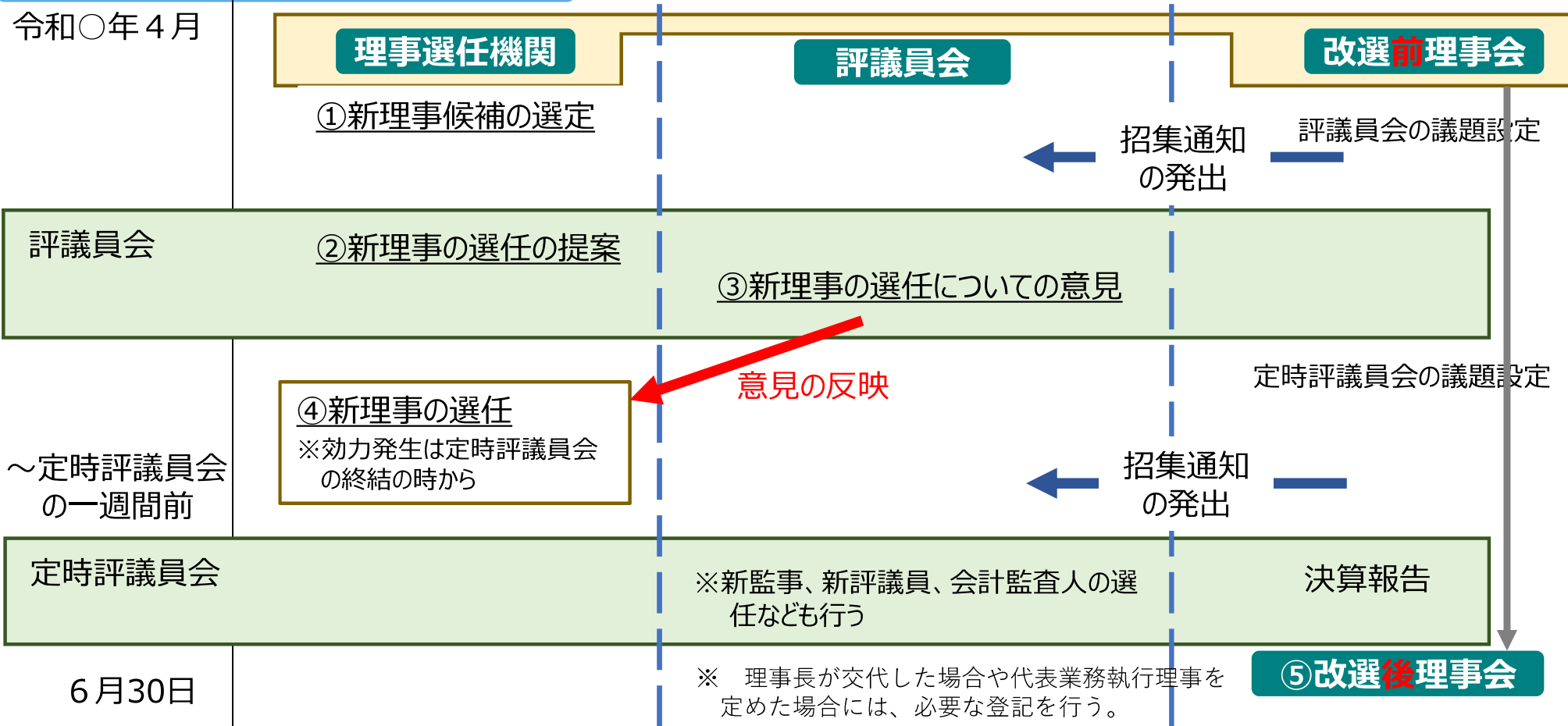


< 具体的な流れ >

- ① 新理事候補の選定を行う。
※ 事前の案の作成を担うのは誰でも構わないが、あらかじめ理事選任機関である評議員会の一定の了解を得ておく、定時評議員会以降の対応がスムーズとなると思われる。
- ② 定時評議員会において、新理事の選任の提案を行い、評議員会（＝理事選任機関）の了解を得る。
- ③ 評議員会＝理事選任機関であるため、評議員会の意見聴取は不要。
- ④ 評議員会（＝理事選任機関）において、新理事が選任される。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

理事の選任手続きの流れと注意点について②

理事選任機関が**理事会**の場合の例



<具体的な流れ>

- ① 理事会（＝理事選任機関）において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事会（＝理事選任機関）において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事会において新理事の選任を行うこととした場合、

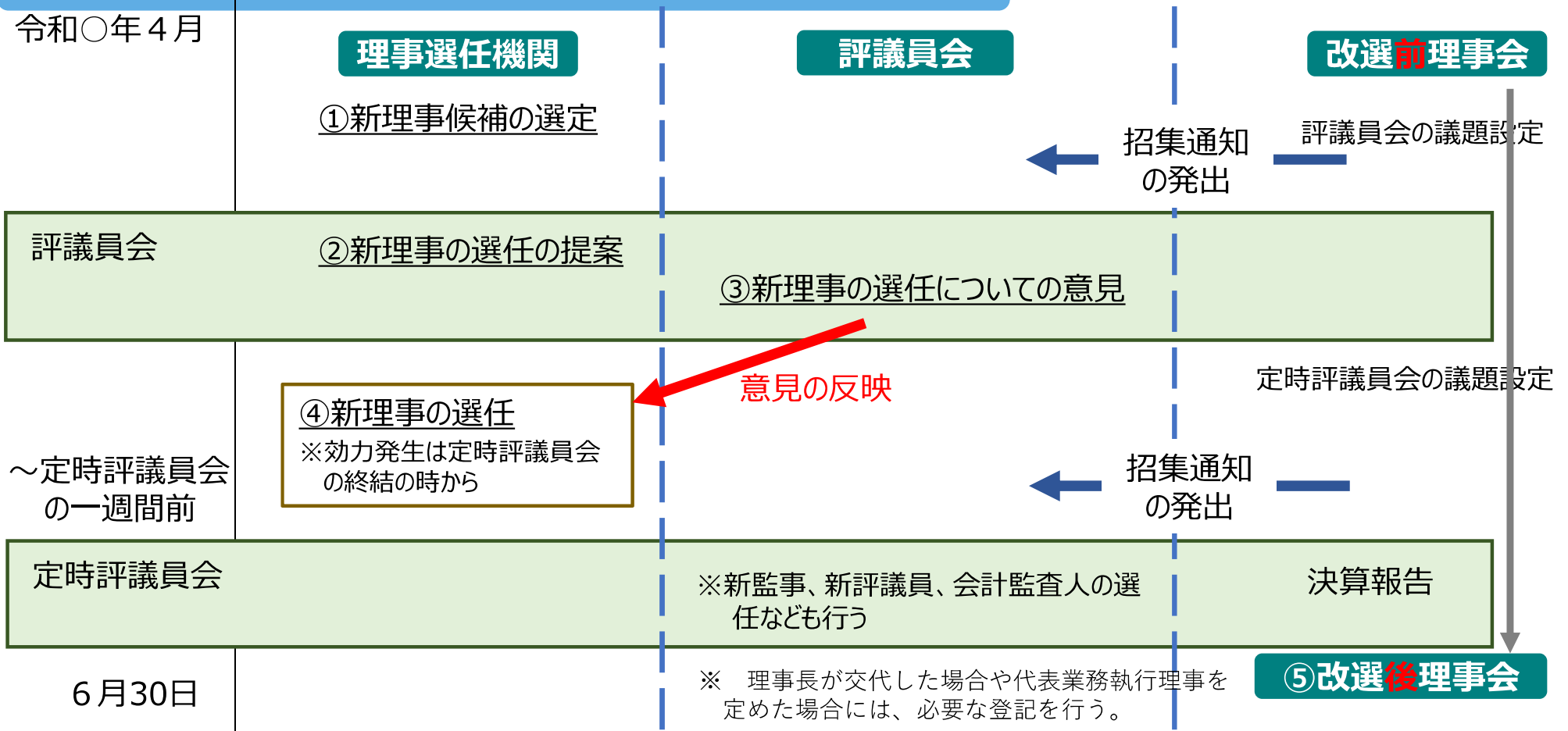
- ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること
- ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、新理事を選任する理事会の構成員が不在となってしまうこと

などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。

理事の選任手続きの流れと注意点について③

理事選任機関が第三者を含む選考委員会（※）方式の場合の例

（※）理事〇人、評議員〇人、学外者〇人で構成するなど



< 具体的な流れ >

- ① 理事選任機関において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事選任機関において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事選任機関において新理事の選任を行うこととした場合、
 ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること
 ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、理事が理事選任機関の構成員になっている場合、その者の理事としての身分がなくなってしまう可能性があること

などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。

計算書類関係の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
会計基準		法令の定め無し	学校法人会計基準に従う（101）
会計帳簿		法令の定め無し	適時・正確に作成し、10年間保存（102）
計算書類 （貸借対照表及び収支計算書） ・ 附属明細書	作成期限 （理事会承認期限）	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> （103Ⅱ）
	定時評議員会招集通知への添付	法令の定め無し	計算書類・監査報告の添付が必要（105Ⅰ）
	評議員会への報告	毎会計年度終了後2か月以内に報告し、意見を聴く	定時評議員会で報告し、意見を聴く（105Ⅲ）
	備置き	作成の日から5年間、各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日の一週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く（106Ⅰ）</u> （従たる事務所には、写しを3年間備え置く（※）（106Ⅱ）） ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものを行っている場合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関係人	大臣所轄学校法人等：何人も（149Ⅰ） 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人（106Ⅲ・Ⅳ）
	インターネット等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務（151） 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務（137）
	電磁的記録による作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定（103Ⅲ）
	保存	法令の定め無し	作成した時から10年間保存する（103Ⅳ）

※令和7年度の決算書類から適用。

財産目録等関係の改正のポイント

		現行	改正後
財産目録	作成基準	法令の定め無し	学校法人会計基準に従う（107Ⅰ）
	作成期限 （理事会承認期限）	毎会計年度終了後 <u>2か月以内</u>	毎会計年度終了後 <u>3か月以内</u> （107Ⅰ） ※理事会承認を要する旨は省令で規定予定
	備置き	作成の日から5年間、 各事務所に備え置く	<u>定時評議員会の日から5年間、主たる事務所に備え置く（107Ⅲ）</u> （従たる事務所には、写しを3年間備え置く（※）（107Ⅳ）） ※計算書類等・監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものを行っている場合を除く。
	閲覧請求権者	大臣所轄学校法人：何人も 知事所轄学校法人：利害関係人	大臣所轄学校法人等：何人も（149Ⅱ） 大臣所轄学校法人等以外の法人：利害関係人（107Ⅴ）
	インターネット等による公表	大臣所轄学校法人：義務 知事所轄学校法人：規定なし	大臣所轄学校法人等：義務（151） 大臣所轄学校法人等以外の法人：努力義務（137）
	電磁的記録による作成	法令の定め無し	電磁的記録による作成が可能な旨規定（107Ⅱ）
役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿・役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準	備置き	財産目録と同様	改正後の財産目録と同様（107・149Ⅱ・151） ※役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿の閲覧請求に対しては、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて閲覧をさせることができる。 ※インターネット等で公表すべき情報は、省令で規定予定。
	閲覧請求権者		
	インターネット等による公表		
	電磁的記録による作成		



※施行日（令和7年4月1日）から適用。

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

計算書類に関する責任関係（会計監査人を設置しない場合）

理事等の責任

学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成し、学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示すること。

計算書類

監事の責任

計算書類が学校法人の財産の状況を適切に表示しているかどうかを監査すること（※）。

学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視すること。

※監事の監査意見の内容については省令等で定める予定。

※※私学助成法監査を受けている場合も、私学法上の会計監査人を設置しない場合は、上記のような責任関係になります。

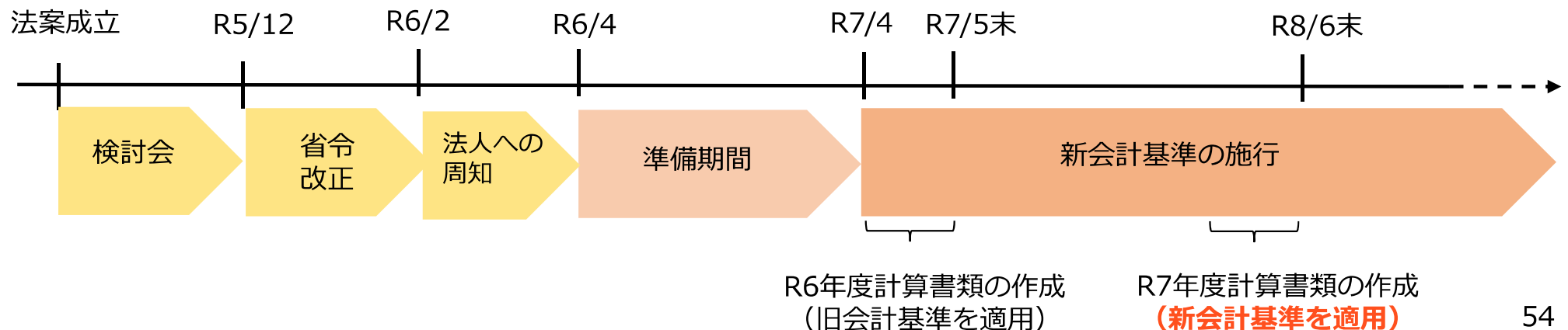
学校法人会計基準の改正について

- 私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受け、学校法人会計基準の改正を行う必要がある。
- 文部科学省高等教育局に、学校法人会計基準の在り方に関する検討会を設置し、改正の在り方について、有識者の協力を得て検討を行う予定。

＜主な検討事項＞

- ① 私立学校法に基づく財務報告の目的及び財務情報の利用者について
- ② 計算書類の体系及び内容について
- ③ その他

スケジュールイメージ



私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう、特段の留意を払うこと。
- 二 理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 三 学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。
- 四 理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。
- 五 学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。

六 私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。

七 監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。

八 本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対しては、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しなどの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

九 本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十 私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十一 学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

※ 参・文教科学委員会の附帯決議は、衆・文部科学委員会の附帯決議の内容に加えて、以下の2点。

- 評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましい旨を、各学校法人に対し周知すること。
- 本法により学校法人の役員及び評議員の権限や責任に変化が生じることを踏まえ、役員及び評議員が期待される役割を適切に果たすことができるよう、研修の機会の確保に努めること。また、新たに選任される理事・評議員が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるようにするための取組に努めるとともに、本法により外部の理事・評議員の増加が見込まれることから、これらの者への必要な情報提供を図るよう、各学校法人に対し周知すること。

- 政省令や文部科学省が作成する寄附行為作成例を参考にして、各都道府県における審査基準やモデル寄附行為などの必要な規定を整備する。
- 所轄する学校法人に対して説明会を開催するなどして、新制度の内容、必要となる対応、今後のスケジュールなどについて、周知を徹底する。
- 令和7年4月1日までに全ての学校法人の寄附行為の改正がなされるよう、寄附行為変更の認可を行う。

都道府県において対応いただきたいこと（参考スケジュール）

